

## 東京都計量検定所

東京都生活文化局に設置された計量行政機関。都民の暮らしを守るため、正しい計量の確保を目的として、計量法に基づきさまざまな業務を行っている。より詳しい情報は、東京くらしWEBの東京都計量検定所ウェブサイト(<https://www.shouhisekaku.metro.tokyo.jp/keiryu/>)、右QRコードへ。



計量法では消費者保護のために、取引や証明に使用する計量器にさまざまな規制を課しています。今回はこれについて探ってみましょう。

### 取引・証明とは？

計量法では、取引・証明を次のように規定しています(2条2項)。

①「取引」とは、有償・無償であるかを問わず、物または役務の給付を目的とする業務(反復継続的に業として行うこと)上の行為です。

「取引」における計量とは、契約の両当事者が面前で計量器を用いて計量を行った値が契約の要件となるような場合です。計量物に計量結果をラベル等で表示する場合も同様です。例えば、商品の量り売り、ガソリンの給油量、タクシー料金算定のための走行距離、水道・ガス・電気の使用量などの計量です。

②「証明」とは、公にまたは業務上他人に一定の事実について真実であるということを表明することをいいます。法定単位で計量した結果を伴って上記表明することを「計量証明」といいます。参考値を示すなどの単なる事実の表明は含まれません。法定健康診断での体重測定、役所への報告のための工場排水の濃度や騒音の計量などが計量証明になります。

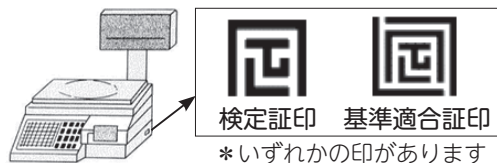
### 計量器の規制

「計量器」とは、計量するための器具、機械または装置のことです。計量法は一般的に取引・証明に使われるもの、消費者の生活の用に供されるもののうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造や性能に<sup>か</sup>係る基準を定める必要がある次の18機種を「特定計量器」に指定しています(2条、施行令2条)。この計量器には技術基準が定められ、製造・修理・販売(販売は質量計の一部のみ)する事業者には、「届出の義務」を課しています。

#### 「特定計量器の種類(計18種類)」

①タクシーメーター ②質量計(はかり、体重計など) ③温度計(体温計など) ④皮革面積計 ⑤体積計(水道メーター・ガスメーター・燃料油メーターなど) ⑥流速計 ⑦密度浮ひょう ⑧アネロイド型圧力計 ⑨流量計 ⑩積算熱量計 ⑪最大需要電力量計 ⑫電力量計 ⑬無効電力量計 ⑭照度計 ⑮騒音計 ⑯振動レベル計 ⑰濃度計 ⑱浮ひょう型比重計

計量器の使用者には、計量器の「使用の制限」の順守義務について、「取引・証明のための計量は計量器を使用して行うこと。特定計量器を使用する場合には、技術基準に適合していることを示す検定証印または基準適合証印が付されたものを使用すること。検定等の有効期限が定められている場合にはその期限内のものであること」など定めています(16条)。



体温計と血圧計は健康管理に重要です。誤って不適正な特定計量器が使用されないように、「譲渡制限」が定められ、検定証印または基準適合証印が付されたものでなければ、譲渡、もしくは貸し渡すために所持することもできません(57条、施行令15条)。

また、家庭で使用する健康管理のための体重測定や食品の調理用の「ヘルスメーター」「キッチンスケール」等は「家庭用特定計量器」と呼ばれ、これらを製造する事業者等には、計量器の性能が法定技術基準を満たすことを購入者に示すため、下図の「家庭用特定計量器の表示」を付すことを義務づけています(53～56条、施行令14条、施行規則22条)。

これらのマークが正しく表記されているか、家庭や職場の計量器を確認してみましょう。

